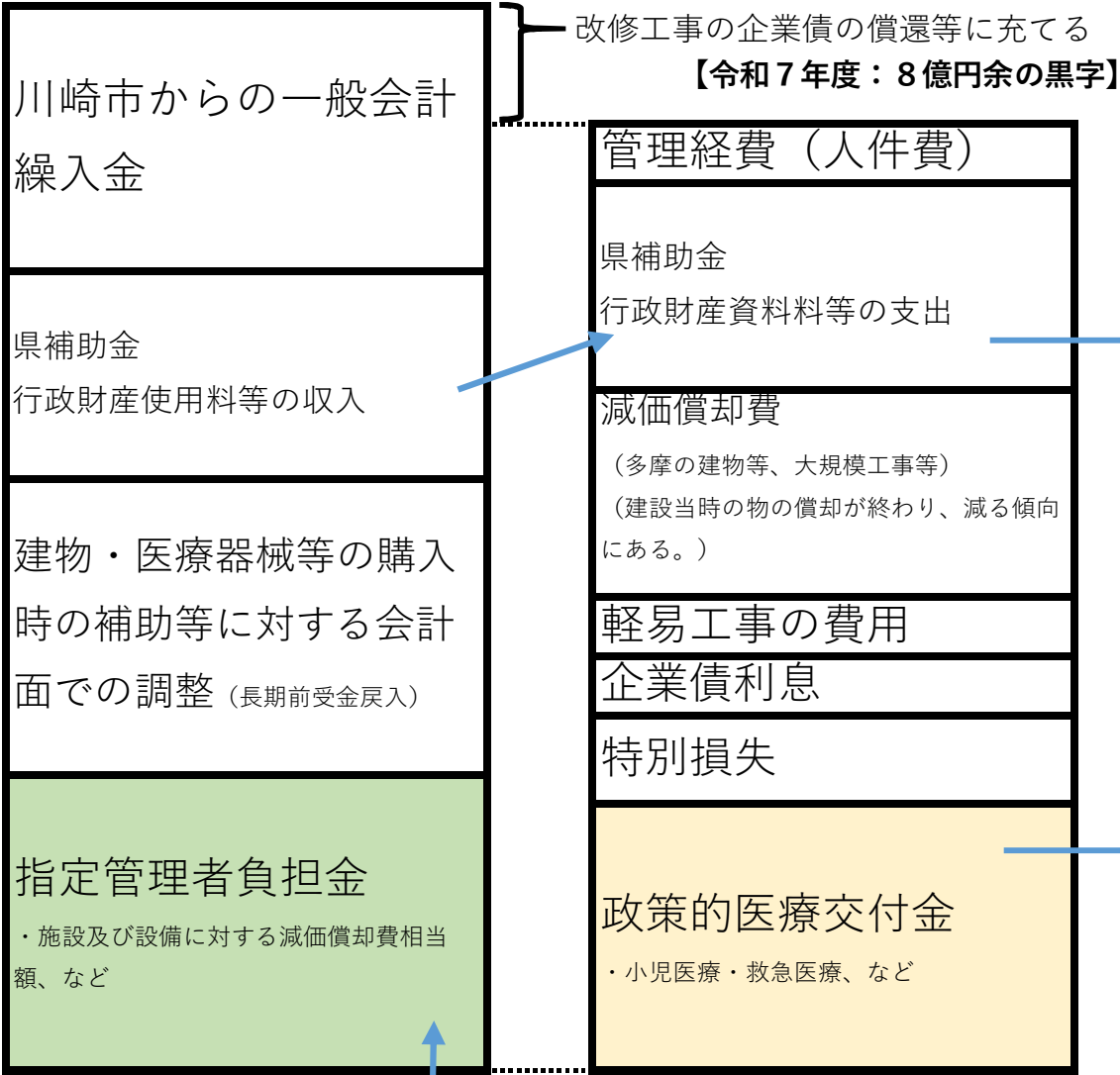


川崎市病院事業会計のうち「多摩病院」関連収益的収支

収入要素

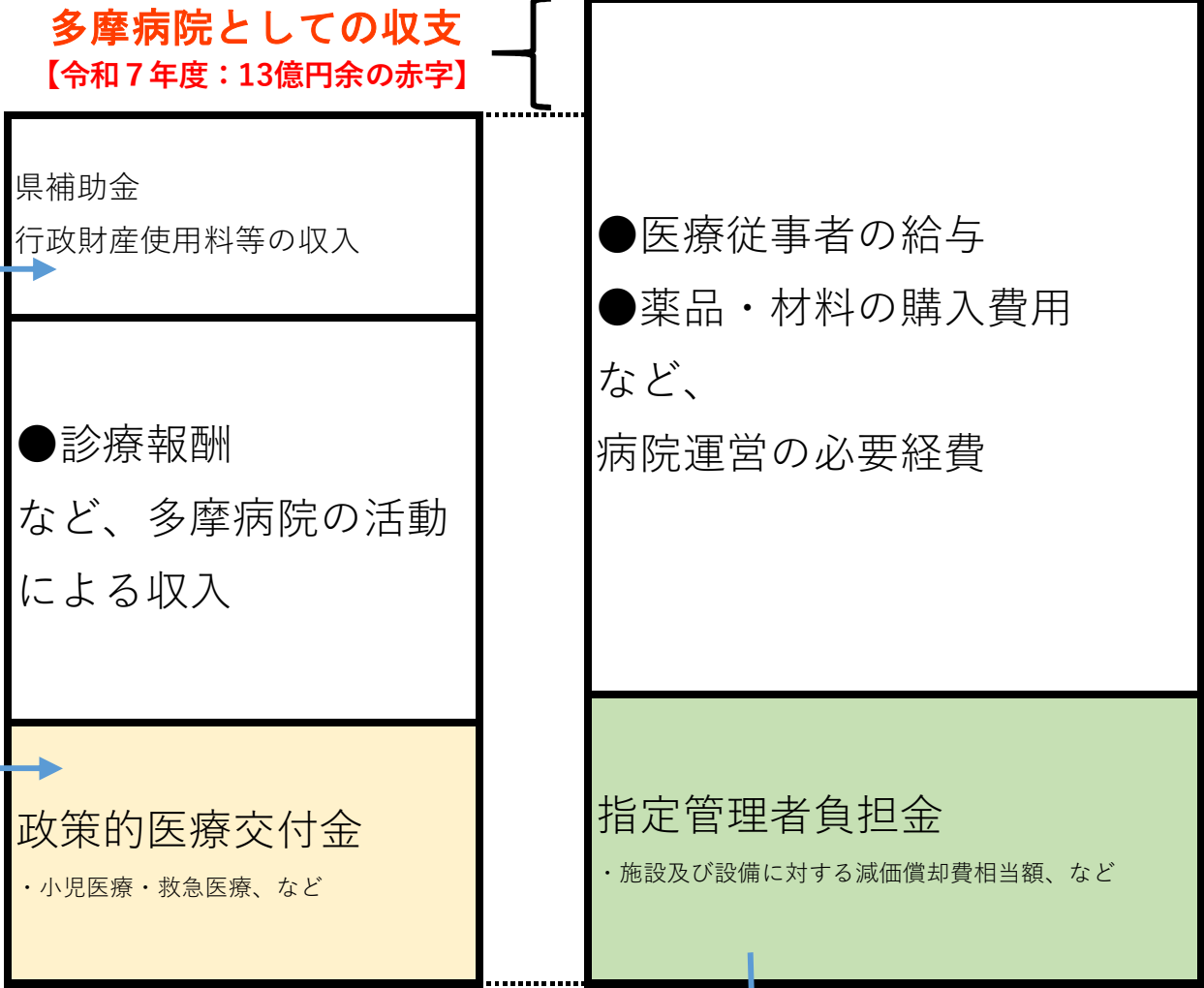
支出要素



「多摩病院」の収益的収支

収入要素

支出要素



※ 本内容はあくまで概要のイメージです。

※ 「川崎市立多摩病院の管理運営に関する基本協定」に基づき、多摩病院は市の多摩病院に係る費用に充てるための負担金として、市に「指定管理者負担金」を支払い、政策的医療として、市が定める医療機能の提供により収支不足が生じる場合、その不足分を政策的医療交付金として、市は予算の範囲内で指定管理者に交付することとしています。

※ このイメージ図の他、病院事業会計には「資本的収支」もありますが、省略しております。